

公益財団法人大田区産業振興協会 競争入札者心得書

第1条 公益財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）の契約に係る競争入札を行う場合において、入札者は、この心得書及び本協会契約事務規程を守らなければならない。

第2条 入札者は、別紙仕様書、図面、内訳書及び契約書案その他添付書類並びに見本品現場等熟覧の上、総価（見積総額の108分の100に相当する額）をもって入札しなければならない。

第3条 次の各号の一に該当する者は、入札者、契約者又はその代理人となることができない。

- 1 成年被後見人・被補佐人・被補助人
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 禁固以上の刑に該当する犯罪により公判にふせられた判決確定に至るまでの者
- 5 前各号の一に該当する者を代表者とする者また契約の締結もしくは履行に関し代理人として使用する者

第4条 本協会において次の各号の一に該当すると認めたものは事実があった後、二年間入札、又はその代理人となることができない。

- 1 契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- 2 競争入札、又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- 3 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督、又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 5 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- 6 落札又は承諾の通知を受け、正当な理由なくしてその契約を締結しない者
- 7 正当な理由により契約解除の申出があった場合を除き、契約条項規程により契約を解除された者（但し証人を含む）
- 8 前各号の一に該当する事実があった後、二年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第5条 代理人をもって入札をしようとするものは、開札前に委任状を提出しなければならない。

第6条 入札書は、別記書式により作成し、所定の日時までには持参して提出しなければならない。

ない。

第7条 一旦提出した入札書は、いかなる理由があっても引換・変更または取消しをすることができない。

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 1 入札参加の資格がない者がした入札
- 2 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- 3 入札書が所定の日時まで所定の場所に到着しないもの
- 4 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のないもの
- 5 同一事項の入札に対し二通以上の入札書を提出したもの
- 6 他人の代理を兼ね又は二人以上の代理をしたもの
- 7 前各号に定めるものを除くほか理事長が特に指定した事項に違反したもの

第8条 入札者は、開札に立ち会うことができる。但し、場合によりその人員を制限することがある。

- 2 入札者が開札の日時に出頭しない時は、入札に関係しない職員を立会わせる。

第10条 落札となるべき同価の入札をなした者が二名以上あるときは直ちに、くじをもって落札者を定める。入札者がこれをなさず、又は入札者が出席しない時は入札に関係しない職員に、これをなさしめる。

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。落札者が決定した時は、その旨を落札者に通知する。

- 2 競争入札の場合において、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、入札金額が最低制限価格以上で予定価格以下の範囲内の入札をした入札者のうち、最低価格の者を落札者とする
- 3 落札者は、第1項の通知を受けた時には遅滞なく契約書及び必要な書類を提出しなければならない。
- 4 内訳書に記載した単価等を不相当と認められた時は、契約金額の範囲でこれを訂正させる。この場合において落札者は、これを拒むことができない。

第12条 落札者は、自己の積算による品種、数量等に錯誤があつた場合であっても、これを理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

第13条 この心得書各条の解説及びこの心得書に明記のない事項については、すべて本協会の指示によるものとする。

【備考】 単価による入札の場合は、第2条及び第12条中の文書を適宜修正すること

◆ 入札書の記入方法

入 札 書	
件 名	_____
金 額	_____
上記金額をもって請負うため公益財団法人大田区産業振興協会契約事務規程、入札者 心得書及び契約事項その他関係法令等承諾のうえ入札します。	
公益財団法人 大田区産業振興協会理事長 様	
平成 年 月 日	
住 所	
氏 名	
印	

- 1 件名は標記に記入するものとする。
- 2 金額は、消費税を除いた総額を右詰で記入し、金額頭書には¥記号を併記すること。

【記入例】

		¥	1	2	3	4	5	6
--	--	---	---	---	---	---	---	---

- 3 代理人をもって入札する場合は、入札本人及び代理人の住所氏名を明記すること。
- 4 本書中の文言を適宜、抹消、押印のうえ使用すること。
- 5 本書中の記載事項が不明なもの若しくは金額を訂正したもの、又は記名押印のないものは無効とする。

【封筒の記入方法】

(表)

件名 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	公益財団法人 大田区産業振興協会 理事長宛	大田区南蒲田一丁目二十番二十号
入札書 在中		

(裏)

封
封
封